

令和4年度 特別支援教育就学奨励費のお知らせ

○特別支援教育就学奨励費とは？

特別支援学級等に在籍する児童・生徒の保護者の就学に係る経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費の一部を補助する制度です。

○制度の対象となる方

① 又は ② に該当し、所得要件を満たす世帯

① つくば市立小・中・義務教育学校の特別支援学級に在籍している児童・生徒の保護者

② つくば市立小・中・義務教育学校の通常学級に在籍又は、つくば市に住所があり、茨城県立中学校、中等教育学校（前期課程）に在学し、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童・生徒の保護者

表：認定基準額（参考）

世帯人数	2人	3人	4人	5人
所得額	395万円	540万円	690万円	750万円

*表中の金額は、給与所得控除後の金額です。

*家族の年齢等により基準額が変動しますので、基準額はおおよその目安としてください。

*審査を行うため、申請された方全員が支給決定されるとは限りません。

○申請方法等

(1) 提出書類

◇全ての方が提出するもの

①特別支援教育就学奨励費支給申請書兼請求書兼委任状

②収入額需要額調書

◇該当する場合のみ提出するもの

③令和4年度市・県民税課税（非課税）証明書

④住民票の写し（世帯全員が記載されたもの）

*令和4年1月1日時点で、つくば市に住所があった方は、③を提出する必要はありません。他市区町村にお住まいだった方のみ、提出をお願いいたします。

*令和4年度の課税（非課税）証明書は、6月1日以降でないと取得できないため、提出期限までには申請書のみを提出し、証明書は取得後に学校へ提出してください。

*④は、区域外就学をされている方のみ、提出をお願いいたします。

(2) 書類の提出先

申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付し、お子様が通学されている学校に提出をお願いします。

(3) 提出期限

令和4年(2022年)5月9日(月曜日)

○審査について

申請受理後、教育委員会で審査を行います。

審査結果は、7月に通知いたします。

○支給について

支給は、1年に3回(8月・12月・2月)、御指定の金融機関口座に振り込みを予定しています。

ただし、給食費については、1年に3回(8月・2月・翌年度4月)の支給になります。

支給費目・金額の詳細については、つくば市ホームページに掲載してありますので、御参照ください。

URL: <https://www.city.tsukuba.lg.jp/kosodate/kyoiku/shitei/1017300.html>

○申請にあたっての注意事項

◇昨年度認定をされた方も、再度申請が必要です。なお、審査の結果、認定されない場合もあります。

◇認定後、再婚・離婚・転居等で世帯の状況が変わった場合には、必ず教育委員会又は学校まで御連絡ください。

◇認定された場合、原則申請者口座に振り込みますが、学校徴収金に滞納がある場合は、学校を通しての支給になりますので御了承ください。

◇就学援助制度と同時に申請をすることは可能ですが、重複して支給を受けることはできません。どちらも認定となった場合には、就学援助費の支給が優先されます。

◇申請期限を過ぎた場合、年度途中での申請も可能ですが、支給金額は認定された月からの月割額になります。

◇年度途中の申請については、令和5年(2023年)1月16日(月)が提出期限となります。以降の申請については、受理できかねますので、御了承ください。

問合せ先

つくば市研究学園一丁目1番地1番地1 つくば市役所本庁舎4階
つくば市教育局学務課 学務係

開庁時間 午前8時30分から午後5時15分

☎ 029-883-1111 (代表) 内線 4790、4643、4644